

三木町農業委員会

令和5年7月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和5年7月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和5年7月18日

(会議時間) 15:30～16:30

(開催場所) 三木町防災センター 第1研修室

出席委員数 18名

1番	松田	隆雄
2番	香西	茂知
3番	古市	哲
4番	藤沢	勇一
5番	鎌倉	茂雄
6番	溝渕	常雄
7番	川田	正憲
8番	鈴木	勤
9番	小川	正則
11番	高重	浩二
12番	白井	敏雄
13番	吉原	博
14番	中川	詰郎
15番	横山	良秀
16番	岡田	久
17番	鎌倉	守
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 1名

10番 鎌倉 博之

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第6号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

15時30分 開会

事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。それでは定刻よりは前になりますが、皆さまお揃いになりましたので、ただいまからの7月の農業委員会定例会を開会いたします。
本日、鎌倉博之委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、会長の挨拶にもありましたように現メンバーで最後ということでございます。農地法関係議案8件と農用地利用集積計画について、それぞれご審議をお願いいたします。なお、本日の議事録署名委員につきましては、藤澤委員さんと鎌倉茂雄委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長よりしくお願いします。

会長 それでは、さっそく議案に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案よろしくをお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。

【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 それでは、地区担当の農業委員の方、補足の説明がございましたら、お願いします。

川田委員 1番ですが、譲渡人は年がそれほどいってないんですけれども、体調が悪くて農業が引き続きできないということで、奥さんとか娘さんも田はしていないんで。自分の家では出来ないということで、周りの方を買ってくれないかと声はかけたみたいなんですけれども、結局、引き受けてくれたのは譲受人だけという形になりまして、譲受人にお願いすることになりました。よろしくをお願いいたします。

白井委員 3番、4番なんですけれども、[REDACTED]が亡くなられて、その田を3番の譲受人、4番の譲受人が耕作されていて、それを引き続き耕作されるということで。贈与で今後も田を作っていくということになっております。

会長 2番は。

事務局 2番は事務局の方から補足説明させていただきます。譲受人は元々[REDACTED]出身の方で近隣の農地を親が持っていて、今回、こちらの方で農業をされるということで贈与により所有権を取得するものです。

会長 それでは3条の規定による許可申請4件ですが、ご質問がある方はお願いします。

委員一同 (質問なし)

会長 ないですか。それでは採決に入ります。議案第1号4件ですね、農地法第3条の許可申請ですが、許可するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号で

ございます、農地法第5条ですね。今日は4条はありませんので、5条。それから議案第3号 農地法第5条の事業計画変更、ここまでについて、事務局より提案をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている個別の位置図も併せてご覧ください。

【議案第2号、第3号について朗読（別紙、議案書のとおりの）】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 今月は4条の規定がありませんのでそれでは、5条と5条の計画変更でございます。現地調査の報告をお願いいたします。

古市委員 それでは、現地調査の報告を行います。7月分の農地法関連の申請について、去る、令和5年7月13日（木）の午前9：00から5条申請2件、第5条の事業計画変更1件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、藤澤委員、私、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請の番号1、2です。まず、番号1の資材置き場の転用については、奥に農地が1筆残る形になりますが、排水用の既存の土水路及び農地への通路については計画地内に確保していただくため、影響はないと思われます。また、番号2については、既に造成が行われていましたが、無断転用の是正ということで始末書が添付されており、周辺農地への影響はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 ありがとうございます。それでは、計画変更の説明をお願いします。

藤澤委員 議案2号の1番でございます。土地の所在が[]ということでは[]の土地でございます。譲受人が土木業者の営業をいたしております。元受けではなくて下請けということで町内の業者の下請けをいたしております。重機であるとか資材置き場であるとかが必要だということで1,216㎡、譲渡人は[]で[]という方が居られたんですけども、昨年の2月に亡くなりまして、実際の[]に相続されております。[]なんですけれども。その方も[]ということが高齢になっておりますので、地元の仲介業者に早く処分をしてほしいという内容になっております。そういうことで別にその他はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

白井委員 2番の譲受人ですけども、1号議案でありましたとおり、今回、土地の贈与を受けるにあたって自宅の方の無断転用を発覚したということで、今回、始末書も添付されておりますので、問題はないと思われます。よろしくをお願いします。

会長 はい。事業計画変更については事務局より説明がありましたように区画が3区画で予定されていたのを2区画に変更するという内容でございます。第2号、3号について、ご質問のある方、ございませんか。よろしいですか。

委員一同 （質問なし）

会長 ないですか。それでは採決に入ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、2件でございます。これについて、許可するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当ということです。次、議案第3号

第5条の事業計画変更について、許可すると委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。許可相当ということで許可します。では続きまして、議案第4号 非農地証明願について、事務局、説明をお願いします。関連の地図も付けてありますのでよろしくお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第4号 非農地証明願について説明します。議案書の4ページをご覧ください。

【議案第4号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくお願いします。

会長 はい、議案の第4号ですね。これについてご質問、ございますか。
これは持ち主は変わらないんやな。地目は。

事務局 地目を変えた後に持ち主は変わる予定です。

会長 他に質問はありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 ないですか。それでは採決に入ります。議案第4号 非農地証明願について。これは■の山の中やな。これについて、許可するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で許可ということです。続きまして、議案第5号でございます。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。番号5から説明いたします。

【番号5から番号8について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上となります。ご審議よろしくお願いします。

会長 今月は2ページで比較的少ないんですが、情報が農業委員さんのところまで行っていないのもあるかと思います。そこらあたり確認していただいて、ご質問のある方、おいでますか。利用権を設定する側の方の年齢が今回、■、■、■、■とあるんやけど、この方の相続人の方に確認できているのは特にはないですか。

事務局 特にはないです。契約期間が90代の方で10年間とかなら、確認はとっているんですが、今回は1年とか3年とか短めなんで、そこまでの確認はしていません。

会長 受け付ける時に気を付けて。

事務局 はい。

会長 質問はございませんか。イチゴは大体5万円で、きとるやろ、賃借料が。ずっと5万円できとるやろ、今回、3万円になっとる意味はあるんだろうか。

会長職務代理 ちょっと田の形が四角でなくて三角なんや。だから、ハウス建てるのに面積が減るんや。

会長 そういうことやね。

会長職務代理 今、建ってるハウスの北側の田やと思うんや。

会長 皆さん、3万円の意味は四角い土地にハウス建てるのと違って、三角形だから無駄が多くなるということで、3万円になっているみたいでございます。
他にありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について。8項目ありますが許可するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。続きまして、議案第6号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画についてでございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第6号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画について説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。
【議案第6号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 これは今までのと種類が違うんだけれども、農地機構が草刈をして■■■■に貸すということですか。

事務局 そうです。元々は目標地図の実現に向けて遊休農地を解消するための国の事業で事業主体は香川県農地機構になるんですけれども、10a辺り43,000円の補助金交付があります。対象が緑区分の1号遊休農地で10年以上の使用貸借契約を結んでいただくという条件付なんですけれども、今回はそちらの事業を使って、今、遊休農地になっているところを解消してから■■■■に貸すという内容の契約になります。

会長 それの議案がこのフォームということか。

事務局 はい。

会長 ■■■■に貸すというのはどこに出てくるん。

事務局 貸出すのは令和5年9月1日からなので、来月の議案ですね。先ほどの議案第5号の内容の所です出てくると思います。

会長 そしたら、これは農地機構が。

事務局 農地機構が借受けをするという内容です。

会長 借受けをするよという。

事務局 借受けをして耕作放棄地を解消しますよということです。

会長 みなさん、いかがでしょうか。

鈴木委員 農地機構が借りて綺麗にして、それから■■■■が貸りるという。

会長 そうそう、意味としてはね。

鈴木委員 そやから、国のなんぼか金が出る間は使ってするということや。ただでするんでなしに。

会長 議案書としての表現がな。

会長 他に皆さん、ご意見はありませんか。
こういうフォームにしろ。というのは県の指導なのか。

事務局 農地機構の方からフォーマットはこれでということ。

会長 農地機構から来とん。

事務局 はい。

会長職務代理 本人が申請するんですか。■■■■さんが。

事務局 そうですね。貸主の方が。

会長職務代理 結局、じょんならんけんやろ。困ってやろ。

会長 これどこですか、上高岡の。

会長職務代理 イチゴのハウスの後や。

鎌倉茂委員 ■■■■の南て。

会長 なるほど。私、勉強不足やけれどもそういうなんができるんかな。

会長職務代理 他の耕作放棄地でもできるん。面積がまとまらないかんのかな。

事務局 ただ補助金の上限が決まっているので、実際のところ、この金額ではなかなかできない部分もあるんですけども。今回は整備も含めて■■■■の方がやるんで。自分の所でやって、補助金もちょっとだけは貰えるのかなぐらいの。

会長職務代理 人工（にんく）と機械を出して整地して綺麗にしてということやろ。

会長 その代わりに自分とこが借りるよということか。

事務局 そうです。

会長 そういうことか。

会長職務代理 一時、田中もこれができる言よったんや、■■■■が機械を持ってきてする言よったんや。あれとついで。

会長 ご理解いただけましたか。特にご質問が内容であればそれでは採決に入ります。議案第6号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画について、これについて承認するという委員は挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。審議事項は以上で終わります。報告事項は2点でございます。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてと報告第2号 使用貸借返還通知について、続けて報告をお願いします。

事務局 それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の8ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。

【報告第1号、報告第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。

会長 以上、1号、2号、報告事項ですが、何かご質問はございますか。

委員一同 （質問なし）

会長 よろしいですか。いずれも途中の解約ということでございます。それでは今日の審議事項と報告事項は以上でございます。
それでは、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和5年7月について。農地法第4条につきましては、香川県が0件、三木町分についても0件でございます。農地法第5条につきましては、香川県が16件、78,996.67㎡、三木町は0件でございます。以上でございます。
その他について何かございますか。その他についてですね。手元にピンク色の小養の券がついている資料があると思います。これはいつか、私が県の棚田100選に小養が選ばれたよという情報をお知らせしたと思います。それを今回ですね、皆さんにお配りしとるのはコピーなんです、正式にこういう形で県が作って該当のところに配布したらいいです。こういうのは農林課の方で配る人の名前を書いていただいて記入をしたうえで頂けるようになっています。今日、お配りしとるのはこれの裏表のコピー版ですね。最初に載っているのが、以前に棚田100選に選ばれている、あの時横山委員さんがちょっと欠席されとったので、場所は良く分からなかった。それが右側の下の方に場所の絵が出ています。津柳から小養へ抜ける道の途中になるのかな。現場の状況について読めば分かることと思いますが、簡単に横山委員さんからご説明いただけたらと思います。

横山委員 それでは簡単に説明申し上げたいと思います。まず左側ですけれども、それを中心に説明させていただきたいと思います。場所は皆さん、よくご存じとは思いますが、三木町では南の端、標高は学校付近で約330m。そのおかげで日中温度は変わらないんですけれども、朝晩は約2度ぐらい温度差があります。そうした関係でですね、ここに書いてあるんですけれどもお米の味もそこそこなんができるという。お米に関しては皆さんが良い米ができるということで非常に販売面で各方面からいろいろ好評を得ております。それともう一つは野菜なんですけれども、これも私が作っとなんですけれども、特に今、キャベツが良いのができるという、これは色々品種にもよるんですけれども。私も約10年くらい作っとります。色も良いし、市場の評価もなかなか良いんですわ、味が良いということで。そういった関係でですね、地の利を生かしたそういう作物ができます。農地の管理ですけれども、写真にもあるんですけれども、構造改善をこういった山地でするのは岸が高くなるんです。管理しとる人も高齢になって、これじゃなんならわということになって営農組合の方へお願いしとります。月1回、皆さん総出で草刈を行っております。おかげで農地も全部、営農組合へ一任している所が多いようです。見てのとおり、これが1番ましな方なんです、写真見ても分かるとおり。岸が高いので草がたいへんなんです、夏は。そういったことが主な特徴だと思います。確かにお米に関しては棚田の関係で水はけは良いんです。そこそこ本当に良い米ができております。これからのこの状態を保っていきたいんですけれども、皆さん年がたって平均年齢が80近いような状況になっております。これから何らかの方法を考えていかないかんような状況になってきております。皆さん子供達もいるんですけれども帰って来ないんです。見向きもしません。年寄ばかりです。まあ、それが現状なんです。あと右の方にも色々書いとるんですけれども、細かい説明しよったら長くなるんで。左の方だけで説明を終わらせていただきます。

会長 はい、ありがとうございます。

鈴木委員 すいません。猪や猿はどうなん。

横山委員 猪はご多分に漏れず、盛んに来ております。

鈴木委員 走ったりなんかはせん。

横山委員 色々、防除の方法をやったりしても追いつかんのです。

会長 だけど、月に1回草刈しよるのは素晴らしいね。余談ですけど、最近、長靴にスパイク付きがだいぶ出てきとる。実際、履いたことないんで、ちゃんと止まるもんかどうか知らんけど。岡田さん使われとんですか。

岡田委員 使ってますよ。ただ、すむずりの草があるときは引っかかる。

会長 カヤはね。

岡田委員 それがちょっと危ない。

会長 まあ、そういう情報が来ています。正式なやつはこういうなんで。農林課へ行って名前を記入したら、1枚いただけるといことです。以上でございます。それでは事務局へお返しします。

事務局 高尾会長、ありがとうございました。それでは、次第の3のその他の方に移ります。事務局より今後の行事予定等についてお知らせいたしますのでお聴き取りください。

事務局 それでは、次第の3で行事予定について、お知らせいたします。
【8月の行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会7月の定例会を閉会いたしたいと思ひます。皆様お疲れ様でした。

16時30分 閉会